

承認第3号

専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成27年4月27日提出

南風原町長 城間俊安

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

平成27年3月31日

南風原町長 城間俊安

（専決処分した理由）

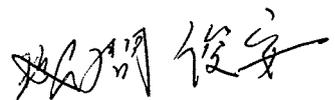
独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、南風原町情報公開条例の規定についても、平成27年4月1日から施行するために改正が必要であるため専決処分する。

南風原町条例第10号

南風原町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

南風原町長



南風原町情報公開条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町情報公開条例の一部を改正する条例

南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）の一部を次のように改正する。
第7条第2号才中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を
「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。